

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づく運営・管理に関わる者の責任と権限の公表について

国立女性教育会館は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）第1節 機関内の責任体系の明確化に基づき、運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体系について、以下のとおり公表します。

◆最高管理責任者

- ・職 名：理事長
- ・責任と権限： 会館全体を統括し、競争的資金の運営・管理について最終責任を負う。また、以下の統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運用・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

◆統括管理責任者

- ・職 名：事務局長
- ・責任と権限： 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

◆部局責任者

- ・職 名：総務課長、事業課長、情報課長、研究国際室長
- ・責任と権限： 会館内の各課室における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。